

新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
新潟市北区	(略) <u>介護老人保健施設 松浜さくら園</u> (略)	(略) <u>新潟市北区太夫浜1742番地</u> (略)	新潟市北区	(略) <u>老人保健施設 松浜さくら園</u> (略)	(略) <u>新潟市北区太夫浜字山越1742</u> (略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 特別養護老人ホーム あおいの里・長岡 (略)	(略) <u>長岡市稲保南3丁目820番地6</u> (略)	長岡市	(略) 特別養護老人ホーム あおいの里・長岡 (略)	(略) <u>長岡市稲葉町820番地6</u> (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。